

ネット詐欺の手口

ネット詐欺には最近多い「架空請求」をはじめ、「延滞金」などの名目でサービス利用料を水増し請求書を送ってくるもの、「出会い系サイト」で知り合った異性を呼び出し金銭を脅し取ったりするもの、ネズミ講への参加や海外のギャンブル/宝くじの購入を呼びかけるものがあります。

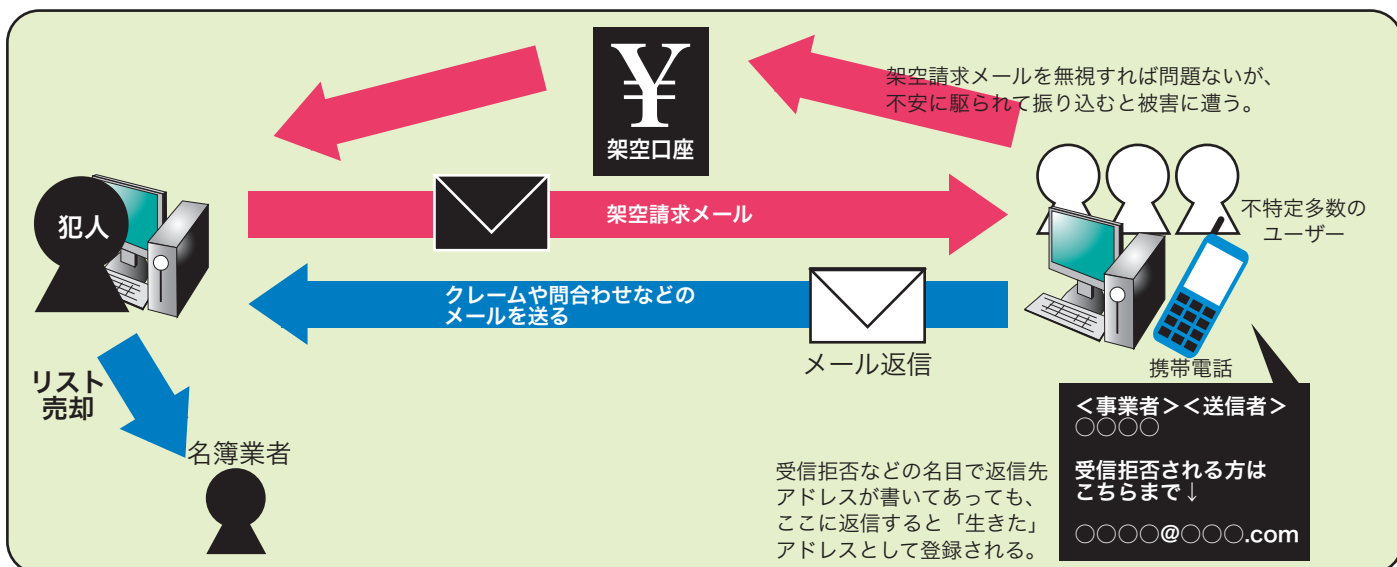
今回は、ネット詐欺で最も多い「架空請求メール」について。

架空請求メールとは

「最終通告」などといった件名で、一方的に架空の請求メールを送り、不安をあおって架空口座に入金させる犯罪が、ここ2～3年で急増しています。架空請求メールは原則として、身に覚えがなければ無視するのが一番です。なのに被害が続出しているのはなぜか。それは、被害に遭っている人の心に“すき”があるからです。送信者は、人を選んで架空請求メールを送っているわけではありません。ランダムに、そして大量に送っています。それで、「昔、利用したかも」と不安を感じる人の入金を狙うわけです。利用したサイト名やサービス事業者名をきちんと覚えている人は少なく、メール内に書かれている「自宅や職場に取り立てに行く」との言葉に動揺してしまう人は意外と多いものです。

架空請求メールで難しいのは、架空なのか正当な請求なのかの判断です。一つの方法として、差出人名で「債権回収機構」「債権回収事業者」などとなっていた場合、このメールは無視してかまいません。なぜなら、債権の譲渡を行う時は、サービス事業者はあらかじめ利用者側にその旨を通知しておかないと違法になるからです。通常は、いきなり「債権回収機構」などから請求メールが来ることは、あり得ないことなのです。

まじめな人の中には、架空請求メールに対して「私は利用していません」と返信をしてしまう人もいるかもしれません。しかし、こうした返信メールは、存在するかどうか分からずに送ったメールアドレスを逆に「存在します」と相手に教えていることとなります。存在確認ができたメールアドレスはリストに登録され、その後も大量の架空請求メールや勧誘の案内メールが届くこととなります。気をつけておきましょう。



編集者より：ネット詐欺は無視するのが一番です。もし、嫌がらせや取り立てに遭った場合などは
国民生活センターなどに相談しましょう。（田中）